

佐渡鷺流狂言研究会（佐渡市竹田） 平成26年度 地域文化功労者文部科学大臣表彰を受賞

11月6日、新潟県指定無形文化財「佐渡鷺流狂言」の保持団体である「佐渡鷺流狂言研究会」が、地域文化功労者文部科学大臣表彰を受賞されました。この表彰は、文化庁が、長年にわたり文化財の保護や芸術文化の振興などの地域文化の振興に功績があった個人・団体を対象に、毎年度行っているもので、本年度は全国で74人・12団体、新潟県内からは2人・1団体が表彰されました。



同研究会は、消滅の危機にあった鷺流狂言を復活させようと昭和56年に発足し、芸の伝承に努める傍ら、長年にわたり市民を対象とした「狂言講座」や、真野中学校に「狂言クラブ」を設けて後継者の育成に尽力した功績が認められたものです。おめでとうございます。

【佐渡鷺流狂言研究会概要】

- ・1981（昭和56）年設立。代表 北村和雄、会員数大人12人。
- ・主な活動…招待公演、真野中学校「狂言クラブ」の指導、公民館自主講座「狂言講座」の開設ほか
- ・受賞歴…真野町長表彰（平成7年）、新潟県教育委員会表彰（平成17年）、新潟県知事表彰（平成20年）、伝統文化活性化国民協会地域伝統文化功労者表彰（平成23年）

高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。

平成25年8月1日から平成26年7月31日までの世帯の自己負担合計額（高額療養費・高額介護サービス費として支払われた部分を除いた合計額）が、表の自己負担限度額を超えた場合に、その超える部分が支給されます。

※医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となります。

◆自己負担限度額

		69歳以下	70～74歳	後期高齢者医療制度加入者
現役並み所得者（上位所得者）		126万円	67万円	67万円
一般		67万円	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	34万円	31万円	31万円
	区分Ⅰ		19万円	19万円

※同一世帯であっても、同じ医療保険に加入していない方の自己負担額を合算することはできません。
また、食事代や居住費などは含みません。

◆申請手続き

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者

支給の対象となる方には、申請手続きのご案内を郵送します。

ただし、平成25年8月1日から平成26年7月31日までの間に、他市町村から転入された方がいる場合、加入者が亡くなられた場合などには、申請手続きのご案内が郵送できない場合もありますので、支給の対象になると思われる方は、市役所市民生活課までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所市民生活課 国保係・年金係 ☎63-5112

他の健康保険制度（協会けんぽなど）加入者

申請はご加入の医療保険となりますが、介護サービス利用料の自己負担額証明書が必要となりますので、市役所高齢福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎63-3790